

練馬区高齢者補聴器購入費用助成事業（加齢性難聴対策）

「難聴」は認知症になる大きな危険因子です！ 「聞こえの問題」を放置していませんか？

難聴は認知症の大きな危険因子ですが、同時に予防できる最も大きな要因とも言われています。補聴器を付けるなどして、適切に「聞こえ」を維持し、脳を活性化し、人との交流を楽しむことが認知症の予防になります。

「テレビの音が聞きにくい」「家族にテレビの音が大きいと言われる」「会話が聞き取りづらい」「聞き返すことがよくある」などの場合は、早めに耳鼻咽喉科を受診し相談しましょう。補聴器の使用はよい「聞こえ」の維持に役立ちます。

● 高齢者補聴器購入費用助成事業のご案内



耳あな型補聴器

- 対 象** つぎの①～④すべてに該当する方
- ① 練馬区にお住いの 65 歳以上の方
 - ② 住民税非課税世帯の方※または生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者
※申請者および同じ世帯の方全員、住民税が課税されていない世帯の方です。
 - ③ 耳鼻咽喉科医の診断結果（意見書）を得られる方
※意見書を得られるのは、両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方です。
※申請後（10 日前後）に医師が作成する意見書の用紙を送付しますので、その用紙が届いてから耳鼻咽喉科医の診断を受けてください。
※受診に係る費用、意見書作成の費用は自己負担となります。意見書作成の費用は一律 1,100 円（税込み）です。
 - ④ 身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちでない方で、身体障害者手帳の対象（高度難聴以上）とならない方

内 容 管理医療機器である補聴器本体および付属品の購入費用として、1人（1台）1回限り、25,000 円を上限に助成します（購入費用が上限額に満たない場合は購入額を助成）。

※集音器および故障、修理、メンテナンスなどは対象外

※助成決定通知より先に補聴器を購入した場合、助成の対象外になります。

利用方法 裏面参照

問 合 せ 練馬区 高齢者支援課 在宅介護支援係 ☎03-5984-4597



耳かけ型補聴器

申 込 み 地域包括支援センター
練馬区高齢者支援課在宅介護支援係（郵送可）

※申込みの結果は区からご案内します。

申請から助成までの流れ

申請者が行うもの

① 申請書を提出 ★

申請書は、高齢者支援課在宅介護支援係 区役所西庁舎3階）、お近くの地域包括支援センター、区ホームページより入手できます。

② 申請内容の審査

区で申請内容（住民税の課税状況、障害者手帳の有無等）を審査します。審査後に、申請受理通知書とともに医師が作成する意見書の様式などを申請者に送付します。

※対象とならない方は、利用できない旨申請者に連絡します。

③ 医師の診断を受け、意見書を提出★

区が送付した意見書の様式を持って医師の診断を受けます。医師から補聴器が必要と認められたら、医師が意見書を作成しますので、その意見書に検査結果を貼付し、区に提出してください。

※受診に係る費用、意見書作成の費用は自己負担となります。

提出期限は、意見書の用紙を交付した月の翌月から6か月以内となります。

④ 助成決定の通知

医師の意見書を確認し、助成の可否を決定します。助成決定者には、助成決定通知書および請求書兼口座振替依頼書を申請者に送付します。

⑤ 補聴器販売店で補聴器の購入

補聴器を購入します。購入時に店舗から領収書を受け取ってください。

※対象は、管理医療機器である補聴器本体および付属品

※領収書は、本人氏名、購入日付、購入品、型番、金額、発行者、発行者印が入っていれば様式は問いません。

助成決定通知④より先に補聴器を購入した場合、助成の対象外となります。

請求期限は、助成決定した月の翌月から1年以内となります。

⑥ 補聴器購入の領収書と請求書を提出★

領収書（原本）および請求書兼口座振替依頼書を区に提出してください。

※領収書返却希望の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

⑦ 区が指定された口座に助成金の振込

請求書等の提出から振込みまでに、1か月程度かかります。

※目安は、請求書等を提出した月の翌月15日頃となります。

★提出先は、お近くの地域包括支援センター または 練馬区高齢者支援課在宅介護支援係
(郵送可：〒176-8501 練馬区高齢者支援課在宅介護支援係宛)